

1. はじめに

平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」が施行されました。

これを受け横浜市では、都心・副都心の主要駅周辺地区で基本構想の策定を進めており、平成16年8月に横浜の中心的な市街地として業務・商業・観光・公共施設などの機能や歴史的資産などが集積し、また、福祉のまちづくり重点推進地区事業を進めてきた関内駅周辺地区を対象とした「関内駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

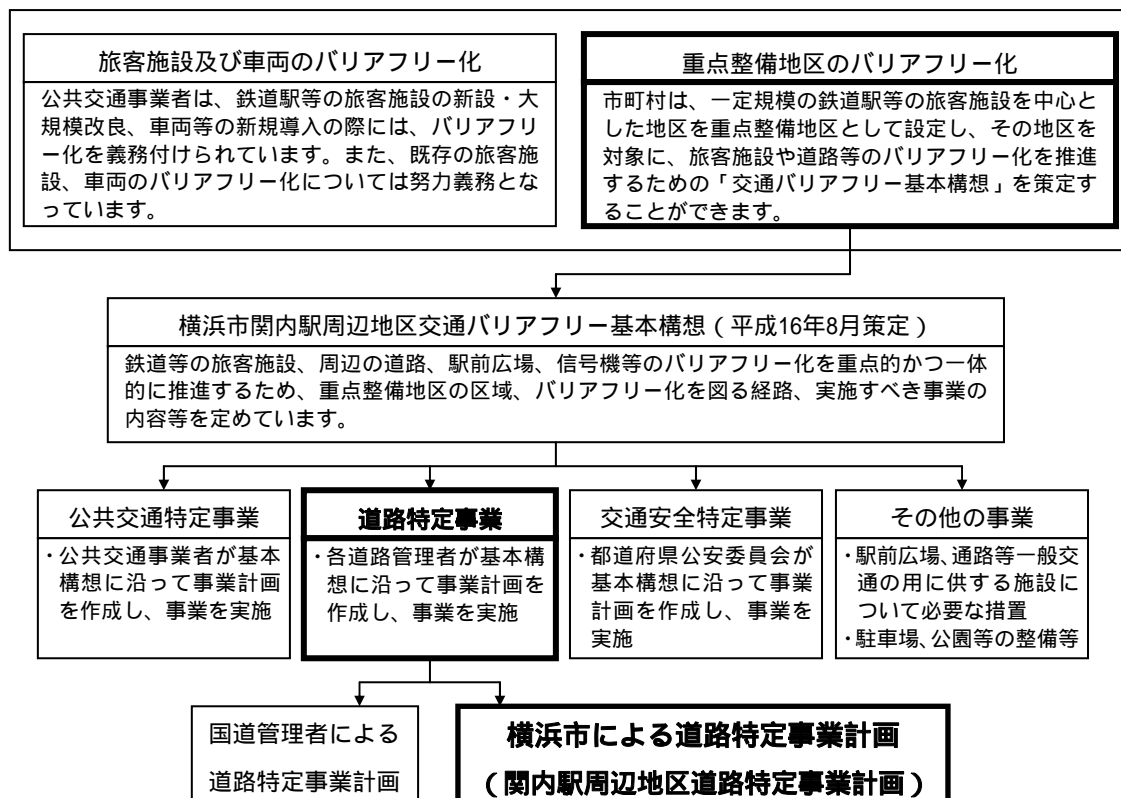
道路局では、この基本構想の実現に向け、事業内容や事業期間を定めた道路特定事業計画を策定しました。今後、この計画に基づき道路事業を実施してまいります。

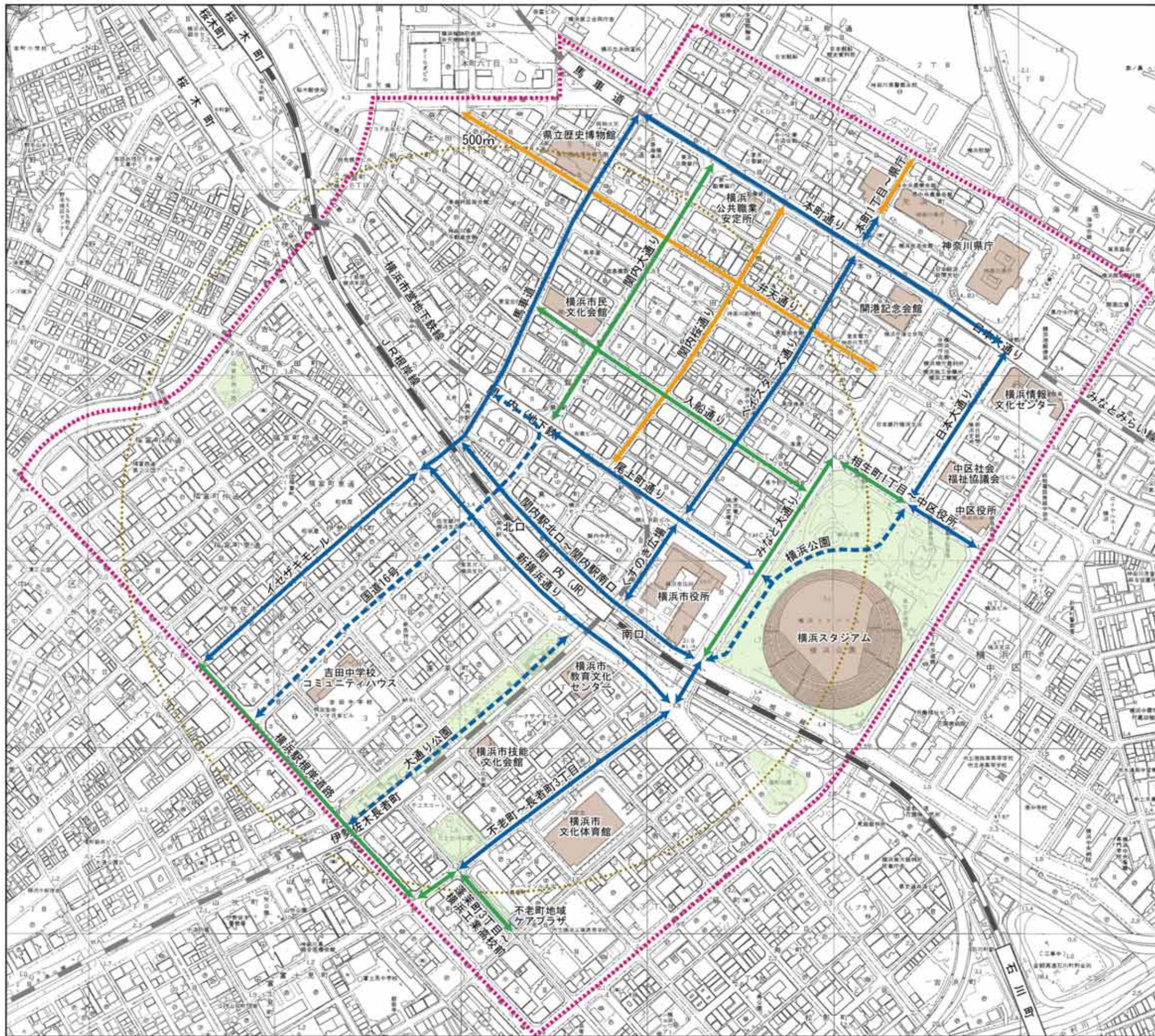
2. 交通バリアフリー法の仕組み

交通バリアフリー法とは、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性及び安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリーを推進するものです。

その内の1つの柱である重点整備地区のバリアフリー化を推進するため、学識経験者、高齢者、障害者等の市民の方々、関係する事業者、行政機関などから構成される関内地区部会などで検討を重ね基本構想が策定されました。

また、この基本構想に沿って策定した関内駅周辺地区道路特定事業計画に基づき、平成22年までに事業を実施していきます。





凡例

- 重点整備地区の区域
- 特定経路
- 準特定経路
- 特定経路と整合性を図り実施する経路
- - - 他事業者経路
- ⋯⋯ 特定旅客施設から半径500m圏
- 公共施設
- 福祉施設
- 公園

□特定経路
 原則として、平成22年までに交通バリアフリー法に基づく基準等に沿った整備を実施する経路
 現段階において、横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備がされており、高齢者・障害者等の円滑な移動に特に支障がない経路

□準特定経路
 今までの検討等で確認された課題について、今後、補修の機会等を捉えて、バリアフリー化に向けた整備に取り組む経路

□特定経路と整合性を図り実施する経路
 特定経路と合わせて整備することにより円滑な移動を補完する経路



図一重点整備地区とバリアフリー化を図る経路